新旧対照条文自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

六	五	四	Ξ	=	_	
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令 (平成十四年政令第三百八十九号)・・・	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第三百二十九号)・・	自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)・・・・・・・・・・	自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)・・・・・・・・・	道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)・・・・・・・・・・・・	
•	J	•	•	•	•	
:	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	:	:	:	:	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	:	•	•	:	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	:	
•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
: : 10	· 9	•	· · 6	· · 4	· · 1	
10	9	8	6	4	1	

つてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾ときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法により第九条 法第七十五条第一項の申請をした者は、同条第五項の規定による承諾を得なければならない。	第六条~第八条 (略)	その旨を告示する。第五条(国土交通大臣は、第二条又は前条の規定により指定したときは、(指定の告示)	第四条(略)	(譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供) 限りでない。  「譲渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法による承諾を得なければならない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「おびらない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「はならない。」  「は変証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、別でない。」  「は渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による承諾を得なける。  「は渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による承諾を得なける。  「は渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による承諾をした場合は、このでない。」	改正案
	第五条~第七条 (略)	告示する。 第四条 国土交通大臣は、 第四条 国土交通大臣は、	第三条(略)		
		は、前二条の規定により指定したときは、その旨を			現行
		その旨を			

# をした場合は、この限りでない。

**は、「日本日か回を清算を含む、 長頭 しこりをひしましまり見なし」(保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供)** 

諾を得なければならない。

「保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとす第十条。指定自動車整備事業者は、法第九十四条の五第二項の規定により

- この限りでない。さない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはな提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関への告書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への可能の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者か
- の五第二項の規定を準用する場合について準用する。 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条

第十一条 (略)

(納付の有無の事実を確認する方法)

行うものとする。通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により第十二条(法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交

第十三条・第十四条 (略

(権限の委任)

当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。第十五条(法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、

十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八十四条第一項、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。)、第四十三条第二項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十入が第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項法第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項

第七条の二 (略)

第八条・第九条(略

(権限の委任)

該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。第十条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当

十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第五項及び第六十四条第一項、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七及び第五章(第六十三条第一項、第六十三条の二(第三項を除く。)のの条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。)、第四十三条第二項四条第一項(第六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十入第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項

)(自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるものを除く。)に規定項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く。)に規定

2~5 (略)

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下6.第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用につ

(略)	(略)	(略)
法第九十四条の五第七項 (法第五十九	国土交通	自動車の使用の本拠
分に限る。)及び第九十四条の五の二条及び第六十条の規定の適用に係る部	大臣	輸監理部長又は運輸の位置を管轄する運
規定の適用に系る部分に限る。 ()第四項 (法第五十九条及び第六十条の)		支局長
法第九十四条の五第七項(法第七十一	国土交通	最寄りの運輸監理部
条の規定の適用に係る部分に限る。)	大臣	長又は運輸支局長
及び第八項並びに第九十四条の五の二		
第四項 (法第六十二条及び第七十一条		
の規定の適用に係る部分に限る。)		
(略)	(略)	(略)

) 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるものを除く。項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く。)に規定

2~5 (略)

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下6(第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用につ

<b>、■</b> )	(町)	( 画)
条及び第六十条の規定の適用に係る部 法第九十四条の五第五項 (法第五十九	大国 臣土 交 通	の位置を管轄する運自動車の使用の本拠
第三項 (法第五十九条及び第六十条の分に限る。)及び第九十四条の五の二		支局長 輸監理部長又は運輸
規定の適用に係る部分に限る。)		
法第九十四条の五第五項 (法第七十一	国 土 交通	最寄りの運輸監理部
条の規定の適用に係る部分に限る。)  -	大臣	長又は運輸支局長
及び第六項並びに第九十四条の五の二		
第三項 (法第六十二条及び第七十一条		
の規定の適用に係る部分に限る。)		
(略)	(略)	(留)

十 新規検査を申請する者	一~九 (略)	手数料を納付すべき者	めなければならない手数料の額は、次6道路運送車両法 (以下「法」という。	改正
一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 五十九条第四項において準用する法第七条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車(大き、第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車(限定保安基準適合証の提出でよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車(限定保安基準適合証の提出による申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよの記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる申請書への記載をもつたよる自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二)がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の記載を対象を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	(略)	金額	次のとおりとする。う。)第百二条第一項の規定により納	案
十 新規検査を申請する者	一~九 (略)	手数料を納付すべき者	めなければならない手数料の額は、次の道路運送車両法 (以下「法」という。	現
一両につき次に掲げる金額 自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。)	(略)	金額	次のとおりとする。う。)第百二条第一項の規定により納	行

(略)	十二~二十(略)	(略)	十二~二十 (略)
三 (略)		三(略)三(略)二十二百円	
		で含載を	
: : :		十四条の五第九項の規定による	
千二百円の扱出かない自動車に限る()		第五項において準用する法第九の提出(法第ナ十四条の五の二	
う計せばより目が見て見る。/ る自動車 (限定保安基準適合証		う是当人特別に「団糸り言うこる自動車(限定保安基準適合証	
一限定自動車検査証の提出があ		限定自動車検査証の提出があ	
		動車 千百円	
		代える場合を含む。)がある自	
		申請書への記載をもつて提出に	
		十四条の五第九項の規定による	
		第五項において準用する法第九	
		の提出(法第九十四条の五の二)	
		の提出及び限定保安基準適合証	
		自動車並びに限定自動車検査証	
がある自動車 千百円		に代える場合を含む。) がある	
及び限定保安基準適合証の提出		る申請書への記載をもつて提出	
自動車並びに限定自動車検査証		九十四条の五第九項の規定によ	
保安基準適合証の提出がある		保安基準適合証の提出 ( 法第	
一両につき次に掲げる金額	十一 継続検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額	十一 継続検査を申請する者
三(略)		三 (略)	
		動車に限る。) 千二百円	
		代える場合を含む。)がない自	
		申請書への記載をもつて提出に	
		十四条の五第九項の規定による	
一 千二百円		第五項において準用する法第九	

改

正

案

## (電子情報処理組織

第七条 いては、この限りでない。 項等証明書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理につ ム処理方式による。ただし、同法第二十二条第一項の規定による登録事 をいう。以下同じ。) に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイ の記録その他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置 登録等(登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項 単に「電子情報処理組織」という。) により自動車登録ファイルにする 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織(次項において

2 は電気通信回線を通じて行い、その出力は印字することにより行う。 報処理組織への入力はOCR(光学的文字読取装置をいう。)を用い又自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情

### (共同申請)

第十条 頭することを要しない。 組織を使用して申請する場合にあつては、 第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律 輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、 登録は、 登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運 運輸監理部又は運輸支局に出 行

### (申請手続)

第十四条 次に掲げる書面を添えて提出しなければならない。 登録の申請をする者(以下「申請人」という。)は、 申請書に

<u>\{\}</u> (略)

#### (略)

3 2 令で定めるところにより、 に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、 つて同項第一号の書面 (譲渡証明書に限る。 申請人は、 道路運送車両法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書 第一項の申請書にその旨を記載することをも )の提出に代えることがで 国土交通省

## (電子情報処理組織)

現

行

第七条 この限りでない。 書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理については、 式による。ただし、同法第二十二条第一項の規定による登録事項等証明 以下同じ。)に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイム処理方 の他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置をいう。 登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項の記録そ 子情報処理組織」という。) により自動車登録ファイルにする登録等 ( 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織 (以下単に「電

行い、その出力は印字することにより行う。 報処理組織への入力はOCR(光学的文字読取装置をいう。)を用いて 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情

2

### (共同申請)

第十条 輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。 登録は、 登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運

### (申請手続)

第十四条 左に掲げる書面を添えて提出しなければならない。 登録の申請をする者(以下「申請人」という。)は、 申請書に

<u>}</u> (略)

(略)

2

#### き る。

4 な事項を照会するものとする。 提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、 登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に 国土交通大臣は

# (印鑑に関する証明書の添付)

第十六条 申請人の印鑑に関する証明書を添付しなくてもよい。 限る。以下この条において同じ。)を添付しなければならない。ただし 都市にあつては、市長又は区長とする。) 又は登記官が作成するものに 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定 る証明書 ( 住所地の市町村長 ( 特別区の区長を含むものとし、地方自治 した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である (第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。) の印鑑に関す 自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者

#### (略)

3 2 らない。 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければな

## (申請の受理をしない場合)

第二十一条 合に該当するときは、 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場 その申請を受理してはならない。

## (略)

第十条ただし書に規定する場合を除くほか、 当事者が出頭しないと

#### 四 (略)

五 条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反するとき。 道路運送車両法第七条第六項又は同法第十二条第二項(同法第十三

#### 2 . 3 (略)

六 ~ 九

(略)

## (印鑑の添附)

第十六条 の証明を得たものを添付しなくてもよい。 あつては登録権利者である申請人の印鑑であつて市町村又は特別区の長 なければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書 出した登記所の証明を得たもの。以下この項において同じ。) を添附し て市町村又は特別区の長の証明を得たもの ( 申請人又はその第三者が法 にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書に 人であるときは、その代表者の印鑑であつて法人の登記に関し印鑑を提 (第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。) の印鑑であつ 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者

#### 2 (略)

## (申請の受理をしない場合)

第二十一条 合に該当するときは、その申請を受理してはならない。 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場

## 一・二 (略)

三 当事者が出頭しないとき

#### (略)

五 四 条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反するとき。 道路運送車両法第七条第四項又は同法第十二条第二項(同法第十三

#### 六~九 (略)

2 .

(略)

(傍線の部分は改正部分)

(準用規定) 「準用規定) (準用規定)	第一条の三(略)	->三 (略)	める義務は、次のとおりとする。第一条の二(法第十条の政令で定める者及びその者に係る同条の政令で定の業務の範囲)(責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びそ	に対して書面又は電磁的方法により委託しなければならない。 「は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、保険会社 責任保険証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとす 第一条 自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第九条第一項本文 提供)	改正案
(準用規定)	第一条の二(略)	->   (略)	める者及びその者に係る同条の政令で定める義務は、次のとおりとする第一条(自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第十条の政令で定の業務の範囲) (責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びそ		現

「項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによい。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所第二条 (略)	改正案
第二条(略)	現

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)(第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)